

## 匿名組合契約に基づく 利益の分配の源泉徴収 適用の可否について

松蔭大学教授

岸田貞夫

KISHIDA Sadao

### 租税判例研究会

#### 東京地裁平成 28 年 7 月 19 日判決

平成 26 年(行ウ)第 498 号, X 対国, 納税告知取消請求事件/裁判所 HP/参照条文: 所得税法(平成 26 年法律第 10 号による改正前のもの) 210 条等

### 事実

破産者合同会社 A (平成 22 年 2 月 12 日設立) は、平成 22 年 4 月以降、同社を営業者として匿名組合員との間で締結した匿名組合契約に基づき利益の分配として支払った金員につき、税務署長 B から源泉徴収に係る所得税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を受けた。本件は、A の破産管財人 X (原告) が国 Y (被告) に対し、上記各支払いは出資の払戻しであって、「匿名組合契約に基づく利益の分配」に該当せず、源泉所得税の納付義務を負わないと主張して、上記告知処分等の取消を求めた事案である。

A は、平成 22 年 2 月 12 日から同 23 年 1 月 31 日までの事業年度、及び平成 23 年 2 月 1 日から同 24 年 1 月 31 日までの事業年度の決算報告書において損

益計算上、投資利益が上がっている旨の記載をしていた。2011 年(平成 23 年)12 月 12 日付けで、同年 12 月分(2011 年 12 月 12 日～2012 年 12 月 13 日)の配当の分配を行っている。これらの源泉所得税も納入されている。

平成 24 年 4 月以降、A は匿名組合員に対し、現金の分配を行っていなかった。A は、同年 12 月 5 日、破産手続開始決定を受け、X は破産管財人に選任された。

X は、A の取引記録を調査し、匿名組合契約書に基づく損益計算方法によれば営業者は利益分配を行うことができないにもかかわらず、存在しない利益分配につき出資の返還と認識しながら金銭の分配を行い、出資の返還であることの発覚を遅らせるために源泉所得税を徴収することにより利益分配と仮装していたにすぎないと判断し、平成 25 年 8 月 7 日、B に対し、A が納付した源泉所得税額の還付を請求したところ、同月 26 日、その請求額全額(1 億 1241 万円)につき還付を受けた。

その後、B は、上記の還付には理由がなかったと判断し、平成 26 年 10 月 1 日に本件各告知処分等をした。

主な争点は、匿名組合員に対する本件各支払いが所得税法(平成 26 年法律第 10 号による改正前のもの。以下同じ)210 条の「匿名組合契約に基づく利益の分配」に該当するか否か、である。

### 判旨

請求棄却(東京高判平成 29・1・19 判例集未掲載により控訴棄却〔確定〕)。

I 所得税法上、「匿名組合契約」及び「利益の分配」は、それぞれ商法が定める匿名組合契約及び同契約に基づく利益の分配と同義に解され、「利益」には、出資の払戻しとして支払を受けるものは含まれないと解される。

「税法の見地においては、課税の原因となった行為が、厳密な法令の解釈適用の見地から客観的評価において不合法・無効とされるかどうかは問題ではなく、課税の原因となった行為が関係当事者間において有効なものとして取り扱われ、これにより、現実に課税の要件事実が満たされると認められる場合である限り、当該行為が有効であることを前提として租税を賦課徴収することは妨げられないものと解される(最高裁昭